

<p style="text-align: center;">＜ 改定後（令和5年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行（令和4年10月） ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 備考 ＞</p>
<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1章～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。 2～15 [略] 16 試料を採取するオールコアボーリング_{※1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング_{※2}を行うこととする。 ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>収</u>め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>試</u>料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>第3-4条 [略] オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行<u>い</u>、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。 2～7 [略]</p> <p>第3-5条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 地下水検層</p> <p>第4-14 [略]</p>	<p style="text-align: center;">条文</p> <p>第1章～ 第2章 [略]</p> <p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第3-1条～第3-2条 [略]</p> <p>第3-3条 ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。 2～15 [略] 16 試料を採取するオールコアボーリング_{※1}の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング_{※2}を行うこととする。 ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>納</u>め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取<u>資</u>料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>第3-4条 [略] オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行<u>ない</u>、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。 2～7 [略]</p> <p>第3-5条～第3-9条 [略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 地下水検層</p> <p>第4-14 [略]</p>	

宮城県農業農村整備事業等 地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表 (令和5年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>< 改定後 (令和5年10月) ></p>	<p>< 現 行 (令和4年10月) ></p>	<p>< 備考 ></p>
<p>第4-15条 調査方法 地下水検層は、裸孔又は地下水面観測施設を設置した孔内に電解物質（食塩等）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釈による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定するものである。 2 [略] 3 検層に当たり、<u>リ</u>ゾンデを孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。 4～6 [略]</p> <p>第4-16条 [略]</p> <p>第6節～第8節 [略]</p> <p>第5章 ～ 第12章 [略]</p>	<p>第4-15条 調査方法 地下水検層は、裸孔又は地下水面観測施設を設置した孔内に電解物質（食塩等）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釈による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定するものである。 2 [略] 3 検層に当たり、<u>リ</u>ゾンデを孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。 4～6 [略]</p> <p>第4-16条 [略]</p> <p>第6節～第8節 [略]</p> <p>第5章 ～ 第12章 [略]</p>	